**【ローカルファイルの内容】**

**（2017年12月24日発表の平成28年度税制改正大綱による）**

1. **租税特別措置法施行規則第22条の10第１項各号に掲げる書類（記載項目の明確化等の所要の整備が行われる）**
2. 国外関連取引の内容を記載した書類
3. 国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類
4. 国外関連取引において法人及び国外関連者が果たす機能、負担するリスク（為替相場・市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による国外関連取引に係る利益又は損失の増減おそれ）に係る事項を記載した書類
5. 法人又は国外関連者が国外関連取引において使用した無形資産の内容を記載した書類
6. 国外関連取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類
7. 法人が国外関連取引において国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者に支払う対価の額の設定方法、設定に係る交渉の内容を記載した書類
8. 法人及び国外関連者の国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類
9. 国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について行われた市場分析その他市場に関する事項を記載した書類
10. 法人及び国外関連者の事業方針を記載した書類
11. 国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類
12. 国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための書類
13. 法人が選定した独立企業間価格の算定方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類
14. 法人が採用した国外関連取引に係る比較対象取引の選定に係る事項及び比較対象取引の明細を記載した書類
15. 法人が利益分割法を採用した場合に、法人及び国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類
16. 法人が複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合のその理由及び各取引の内容を記載した書類
17. 比較対象取引等について差異調整を行った場合のその理由及び当該差異調整の方法を記載した書類
18. **OECD移転価格ガイドライン改定案の別添2に示された記載項目**

**（Source: 経済産業省HP、「BEPSを踏まえた移転価格文書化対応及び海外子会社管理の在り方について」（平成26年度委託調査報告書）別紙１（『移転価格文書化及び国別報告書に関する指針』（9月成果物）仮訳））**

**5 章の別添 2**

**移転価格文書－ローカルファイル**

ローカルファイルには以下の情報が記載されなければならない：

**対象事業体**

 対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在国に係る説明。

 当年度又は直近の年度において対象事業体の関与または影響のあった事業再編や無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明を含む、対象事業体の事業と事業戦略の詳細な説明。

 主要な競合先。

**関連者間取引**

事業体が関与する重要な関連者間取引カテゴリーごとに、以下の情報を提出する。

 各関連者間の重要な取引（製造に関する役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等）と取引背景の説明。

 対象事業体が関与する関連者間取引カテゴリーごとに、関連者間支払い及び受取り額（製品、サービス、ロイヤルティ、金利等の支払い及び受取り、国外の支払い者または受取り者の納税地ごとに記載）。

 関連者間取引カテゴリーごとの関連者間取引に係る関連者の特定と、関連者間の関係。

 対象事業体により締結された全ての重要な関連者間契約書のコピー。

 文書化された関連者間取引価格カテゴリーごとの納税者及び関連者の詳細な比較可能性及び機能分析、前年との比較を含めた記載 (注1)。

（注１）この機能分析が、マスターファイルの情報と重複している限りにおいては、マスターファイルの相互参照が可能。

 取引カテゴリーごとの最適な移転価格算定手法及びその算定手法を選択した理由の説明。

 必要に応じて、どの関連者を検証対象企業としたかの明示及びその理由の説明。

 移転価格算定手法を適用するに当たっての重要な前提条件の要約。

 必要に応じて、複数年度検証を行う理由の説明。

 もしあれば、選定された比較対象取引（外部又は内部）の一覧と説明。移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報（比較対象取引の選定方法及び情報源に関する説明を含む）。

 差異調整の説明、差異調整の実施対象（検証対象企業か比較対象取引かあるいはその両方か）の明示。

 選定された移転価格算定手法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り価格付けされたと結論付ける理由の説明。

 移転価格算定手法の適用に当たって利用された財務諸表のサマリー。

 対象税務管轄地が参加国していないが、上記の関連者間取引に関連する既存のユニ及びバイ/マルチAPA 及び、その他の税務ルーリングのコピー。

**財務情報**

 対象事業体の対象年度の財務諸表。もしあれば、監査済財務諸表を提供し、なければ未監査財務諸表を提供する。

 財務諸表に基づく移転価格算定手法の適用に当たって使用された財務情報と切出工程表。

 分析で使用された比較対象取引の関連財務データのサマリーとその情報源。